

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第28号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「削除条項」という。）を削り、同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び削除条項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示及び追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改正後	改正前
<p>（自動車取得税の減免に係る用途の制限） 第46条の7 条例第134条の7第1号イ又はウに規定する自動車は、<u>専ら当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のために運転する自動車</u>で、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されているものに限るものとする。</p>	<p>（自動車取得税の減免に係る用途の制限） 第46条の7 条例第134条の7第1号イ又はウに規定する自動車は、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されているものに限るものとする。</p>
<p>（自動車取得税の減免に係る台数の制限） 第46条の8 条例第137条の2第1項第1号の規定による自動車税の<u>減免</u>を受けている場合又は身体障害者等のための軽自動車等（<u>法第442条の2第1項に規定する軽自動車等をいう。以下同じ。</u>）に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除若しくは減免を受けている場合には、<u>当該減免に係る自動車又は課税免除若しくは減免に係る軽自動車等を所有している期間に限り</u>、条例第134条の7第1号に規定する自動車については、同条の減免を行わないものとする。</p>	<p>（自動車取得税の減免に係る台数の制限） 第46条の8 条例第137条第4号の規定による自動車税の<u>課税免除</u>を受けている場合又は身体障害者等のための軽自動車等に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除若しくは減免を受けている場合には、条例第134条の7第1号に規定する自動車については、同条の減免を行わないものとする。</p>
<p>（自動車取得税の減免の手続）</p>	<p>（自動車取得税の減免の手続）</p>

第46条の11 略

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第134条の7第1号アに係るもの	第62号様式の8	ア 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し イ～エ 略
(2) 条例第134条の7第1号イ及びウに係るもの	第62号様式の8	略
略		

(証明書の交付)

第50条 略

2 前項の規定により交付する証明書の有効期限は、当該証明書交付後最初に到来する自動車税の納期限の前日とする。ただし、自動車税を口座振替の方法により納付する納税者に交付する同項の証明書の有効期限は、当該年度の翌年度の6月20日とする。

3 略

4 前3項に定めるもののほか、所長は、口座振替の方法により自動車税を納付する納税者が当該年度分の自動車税の納期限において現に滞納がないときに限り、呈示書面として、有効期限を当該年度の翌年度の6月20日とする第64号様式の2による証明書(当該納税者が第14条の2第2項の規定により磁気テープ等が送付され、又は納付書の記載事項を記録した電磁的記録がその使用に係る電子計算機に送信されている指定金融機関等に自動車税を納付する場合には、第64号様式の3による証明書)を交付するものとする。

第46条の11 略

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第134条の7第1号アに係るもの	第62号様式の8その1	ア 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の写し イ～エ 略
(2) 条例第134条の7第1号イ及びウに係るもの	第62号様式の8その2	略
略		

(証明書の交付)

第50条 略

2 前項の規定により交付する証明書の有効期限は、当該証明書交付後最初に到来する自動車税の納期限の前日とする。ただし、当該証明書交付後最初に到来する自動車税の納期限から当該年の7月15日までの間に道路運送車両法による自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を口座振替の方法により納付する納税者に交付する同項の証明書の有効期限は、当該年の6月20日とする。

3 略

4 前3項に定めるもののほか、所長は、口座振替の方法により自動車税を納付する納税者が当該年度分の自動車税の納期限において現に滞納がないときに限り、呈示書面として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書(当該納税者が第14条の2第2項の規定により磁気テープ等が送付され、又は納付書の記載事項を記録した電磁的記録がその使用に係る電子計算機に送信されている指定金融機関等に自動車税を納付する場合には、第64号様式の3による証明書)を交付するものとする。

5 前項の規定にかかわらず、当該年度の翌年度(以下この項において「翌年度」という。)分の自動車税の納期限から翌年度の7月15日までの間に道路運送車両法による自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を口座振替の方法により納付する納税者に交付する前項の証明書の有効

	<p>期限は、翌年度の6月20日とする。</p> <p>(自動車税の課税免除に係る身体障害者等の範囲) <u>第50条の3 条例第137条第4号に規定する身体障害者等(以下この節において「身体障害者等」という。)</u>は、<u>同号イに規定する身体障害者等と生計を一にする者及び同号ウに規定する身体障害者等を常時介護する者は、第46条の4から第46条の6までに規定するとおりとする。</u></p>
<p><u>第50条の3から第50条の7まで</u> 削除</p>	<p><u>第50条の4及び第50条の5</u> 削除</p> <p>(自動車税の課税免除に係る用途の制限) <u>第50条の6 条例第137条第4号イ又はウに規定する自動車は、専ら当該身体障害者等の通学、通院、通所又は生業のために運転する自動車で、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されているものに限り、同条の課税免除をするものとする。</u></p> <p>(自動車税の課税免除に係る台数の制限) <u>第50条の7 身体障害者等のための軽自動車等(法第442条の2第1項に規定する軽自動車等をいう。)</u>に係る軽自動車税について、<u>市町村の条例の定めるところにより課税免除又は減免を受けている場合には、条例第137条第4号に規定する自動車については、同条の課税免除を行わないものとする。</u></p>
<p>(自動車税の課税免除に係る構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車の範囲) <u>第50条の8 条例第137条第4号に規定する自動車は、身体又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下この条において「身体障害者等」という。)</u>の利用に専ら供するために、<u>車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を装着する自動車その他身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車及びこれらに相当する構造の変更が行われた自動車とする。</u></p>	<p>(自動車税の課税免除に係る構造上身体障害者等の利用に専ら供するための自動車の範囲) <u>第50条の8 条例第137条第5号に規定する自動車は、身体障害者等の利用に専ら供するために、車いすの昇降装置若しくは固定装置又は浴槽を装着する自動車その他身体障害者等の利用に供するために特別の仕様により製造された自動車及びこれらに相当する構造の変更が行われた自動車とする。</u></p>
<p>(自動車税の課税免除に係る一般乗合用のバスの範囲) <u>第50条の9 条例第137条第11号に規定する規則で定める基準を満たす一般乗合用のバスは、同号に規定する補助金に係るバス路線(以下「生活路線」という。)を運行する一般乗合用のバス(以下「課税免</u></p>	<p>(自動車税の課税免除に係る一般乗合用のバスの範囲) <u>第50条の9 条例第137条第12号に規定する規則で定める基準を満たす一般乗合用のバスは、同号に規定する補助金に係るバス路線(以下「生活路線」という。)を運行する一般乗合用のバス(以下「課税免</u></p>

除対象バス」という。)のうち、同条の課税免除を受けようとする年度の4月1日(同日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)に当たるときは、直後に到来するこれらの日以外の日。以下「基準日」という。)において、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第25条第1項の乗務記録によって生活路線の走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により算定した生活路線走行率の高いものから順次課税免除対象バス総数までの一般乗合用のバスとする。

$$\text{生活路線走行率} = \frac{\text{基準日における生活路線の走行キロ数}}{\text{基準日における全走行キロ数}}$$

2及び3 略

(自動車税の課税免除の手続)

第50条の10 条例第137条第4号から第12号までの規定により自動車税の課税免除を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類(以下この節において「課税免除申請書等」という。)を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した課税免除申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

略

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類

除対象バス」という。)のうち、同条の課税免除を受けようとする年度の4月1日(同日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)に当たるときは、直後に到来するこれらの日以外の日。以下「基準日」という。)において、旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第25条第1項の乗務記録によって生活路線の走行キロ数及び全走行キロ数を算定し、次の算式により算定した生活路線走行率の高いものから順次課税免除対象バス総数までの一般乗合用のバスとする。

$$\text{生活路線走行率} = \frac{\text{基準日における生活路線の走行キロ数}}{\text{基準日における全走行キロ数}}$$

2及び3 略

(自動車税の課税免除の手続)

第50条の10 条例第137条第4号から第12号までの規定により自動車税の課税免除を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び課税免除を受けようとする事由を記載した書類(以下この節において「課税免除申請書等」という。)を提出しなければならない。この場合において、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添えて課税免除申請書等を提出することができる。

略

2 前項の課税免除申請書等は、課税免除の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

課税免除の区分	申請書	課税免除を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条第4号アに係るもの(前年度から引き続き同一車両について課税免除を受けようとする場合(以下この表において「継続課税免除の場合」という。)に限る。)	第64号様式の5-1	
(2) 条例第137	第62号	ア 身体障害者手帳

			<p>条第4号アに係るもの((1)に掲げるものを除く。)</p>	<p>様式の 8 その 1</p>	<p>又は戦傷病者手帳の写し イ 運転免許証の写し ウ 自動車検査証の写し エ 既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類</p>
			<p>(3) 条例第137条第4号イ及びウに係るもの(継続課税免除の場合に限る。)</p>	<p>第64号 様式の 5 その 2</p>	<p>ア 生計同一者運転分にあつては、住民票又は保険証の写し等生計を一にすることを証する書類(身体障害者等と運転する者が同一の世帯に属さない場合又は運転する者を変更した場合にあつては、福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書)(第62号様式の9) イ 第46条の4第4号に該当する者にあつては、自立支援医療受給者証の写し ウ 身体障害者等を常時介護する者が運転するものにあつては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書(第62号様式の9) エ 自動車の用途を証する書類(第46</p>

					<p>条の4第4号に該当する者にあつては、生計同一証明書又は常時介護証明書を提出する場合は、提出を要しない。)</p> <p>オ 運転する者を変更した場合にあつては、新たに運転する者の運転免許証の写し</p>		
(4) 条例第137条4号イ及びウに係るもの((3)に掲げるものを除く。)	第62号様式の8その2	ア	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し	イ	第46条の4第4号に該当する者にあつては、自立支援医療受給者証の写し		
		ウ	運転免許証の写し	エ	福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書又は常時介護証明書(第62号様式の9)		
		オ	自動車の用途を証する書類	カ	自動車検査証の写し		
		キ	既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類				
(1) 条例第137条第4号に係るもの	第62号様式の10	ア	特別の仕様により製造された自動車の価額を証する	(5) 条例第137条第5号に係るもの	第62号様式の10	ア	特別の仕様により製造された自動車の価額を証する

		書類又は構造変更後の自動車の価額を証する書類（前年度から引き続き同一車両について課税免除を受けようとする場合を除く。） イ及びウ 略
(2) 条例第137条第5号から第10号までに係るもの	第62号様式の3	略
(3) 条例第137条第11号に係るもの	第64号様式の11	ア及びイ 略 ウ 基準日における課税免除対象バスに係る乗務記録の写し
(4) 条例第137条第12号に係るもの	第62号様式の3	ア 前年度の運転実績表（登録時申請分については運転計画表）（第62号様式の4） イ 自動車検査証の写し ウ 自家用有償旅客運送者登録証（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第51条の6に規定する自家用有償旅客運送者登録証をいう。）の写し エ 知事又は市町村の長が交付した過疎地有償運送路線の運行に係る補助金交付決定通知書の写し

（自動車税の課税免除の承認）

第50条の11 略

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同

		書類又は構造変更後の自動車の価額を証する書類（継続課税免除の場合を除く。） イ及びウ 略
(6) 条例第137条第6号から第11号までに係るもの	第62号様式の3	略
(7) 条例第137条第12号に係るもの	第64号様式の11	ア及びイ 略 ウ 基準日における減免対象バスに係る乗務記録の写し

（自動車税の課税免除の承認）

第50条の11 略

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同

表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) 前条第2項の表第1号、第2号及び第4号に係るもの	第64号様式の12その1、第62号様式の6又は第64様式の12その4
(2) 前条第2項の表第3号に係るもの	第64号様式の12その3

(自動車税の課税免除の額)

第50条の12 年度の中途において条例第137条の規定により課税免除すべき事由に該当することとなった場合又は第50条の10第1項の表第1号に規定する提出期限経過後に課税免除の申請があった場合においては、申請のあった月(災害その他の真にやむを得ない事由により申請が遅れた場合又は賦課期日の属する月中に課税免除すべき事由に該当し、かつ、同号に規定する提出期限内に申請があった場合)においては、当該課税免除すべき事由に該当することとなった月)の翌月から月割をもって計算した額を課税免除する。

(自動車税の課税免除の取消し)

第50条の13 略

(自動車税の減免に係る身体障害者等の範囲等)

第50条の13の2 条例第137条の2第1項第1号に規定する身体障害者等(以下この節において「身体障害者等」という。)、同号イに規定する身体障害者等と生計を一にする者及び同号ウに規定する身体障害者等を常時介護する者は、第46条の4から第46条の6までに規定するとおりとする。

(自動車税の減免に係る用途の制限)

第50条の13の3 条例第137条の2第1項第1号イ又はウに規定する自動車に係る同項の規定による減免は、当該自動車が専ら当該身体障害者等の通院、通所、通学又は生業のために運転するものであり、かつ、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家

表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) 前条第2項の表第1号及び第3号に係るもの	第64号様式の12その4
(2) 前条第2項の表第2号及び第4号に係るもの	第64号様式の12その1又は第62号様式の6
(3) 前条第2項の表第5号及び第6号に係るもの	第64号様式の12その1、第62号様式の6又は第64様式の12その4
(4) 前条第2項の表第7号に係るもの	第64号様式の12その3

(自動車税の課税免除の額)

第50条の12 年の中途において条例第137条の規定により課税免除すべき事由に該当することとなった場合又は第50条の10第1項の表第1号に規定する提出期限経過後に課税免除の申請があった場合においては、申請のあった月(災害その他の真にやむを得ない事由により申請が遅れた場合)においては、当該課税免除すべき事由に該当することとなった月)の翌月から月割をもって計算した額を課税免除する。

(自動車税の課税免除の取消し)

第50条の13 略

用と記載されているものである場合に限り、行うものとする。

(自動車税の減免に係る台数の制限)

第50条の13の4 身体障害者等のための軽自動車等に係る軽自動車税について、市町村の条例の定めるところにより課税免除又は減免を受けている場合には、当該軽自動車等を所有している期間に限り、条例第137条の2第1項第1号に規定する自動車については、同条の減免を行わないものとする。

(自動車税の減免に係る中古自動車販売業者の要件)

第50条の14 条例第137条の2第1項第2号に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(自動車税の減免に係る教育練習用自動車の範囲)

第50条の15 条例第137条の2第1項第3号に規定する自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。ただし、第1号の自動車については同号に掲げる算式により算定して得た台数を、第2号の自動車については鳥取県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が路上練習用自動車として認定した台数を限度として、申請に基づき認定するものとする。

(1)及び(2) 略

(自動車税の減免の手続)

第50条の16 条例第137条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類(以下この節において「減免申請書等」という。)を提出しなければならない。ただし、災害その他の真にやむを得ない事由により、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添付した減免申請書等を提出したときは、同表に定める提出期限内に提出したものとみなす。

区分	減免申請書等の提出期限	提出先
(1) 普通徴収に係るもの	条例第141条第1項に規定する納期限前7日(条例第137条の2第1項第2号に係るもの)にあって	減免を受けようとする自動車の主たる定置場を所管する

(自動車税の減免に係る中古自動車販売業者の要件)

第50条の14 条例第137条の2第1号に規定する規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1)~(3) 略

(自動車税の減免に係る教育練習用自動車の範囲)

第50条の15 条例第137条の2第2号に規定する自動車は、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。ただし、第1号の自動車については同号に掲げる算式により算定して得た台数を、第2号の自動車については鳥取県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が路上練習用自動車として認定した台数を限度として、申請に基づき認定するものとする。

(1)及び(2) 略

(自動車税の減免の手続)

第50条の16 条例第137条の2の規定により自動車税の減免を受けようとする者は、次の表に定めるところにより、申請書及び減免を受けようとする事由を記載した書類(以下この節において「減免申請書等」という。)を提出しなければならない。この場合において、災害その他の真にやむを得ない事由がある場合に限り、同表に定める提出期限経過後に、遅延理由書を添えて減免申請書等を提出することができる。

区分	減免申請書等の提出期限	提出先
(1) 普通徴収に係るもの	条例第141条第1項に規定する納期限前7日(条例第137条の2第1号に係るもの)にあっては、当該	減免を受けようとする自動車の主たる定置場を所管する

略	は、当該納期限)	所長
---	----------	----

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条の2第1項第1号アに係るもの(前年度から引き続き同一車両について減免を受けようとする場合(以下この表において「継続減免の場合」という。)に限る。)	第64号様式の5その1	
(2) 条例第137条の2第1項第1号アに係るもの((1)に掲げるのを除く。)	第62号様式の8	ア 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し イ 運転免許証の写し ウ 自動車検査証の写し エ 既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類
(3) 条例第137条の2第1項第1号イ及びウに係るもの(継続減免の場合に限る。)	第64号様式の5その2	ア 生計同一者運転分にあつては、生計同一証明書(第62号様式の9)(前年度の減免の申請に係る運転者に異動がある場合又は前年度の減免の申請に係る身体

略	納期限)	所長
---	------	----

2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。

減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類

		<p>障害者等、所有者若しくは運転者の氏名若しくは住所に異動がある場合に限る。)</p> <p>イ 第46条の4第4号に該当する者にあつては、自立支援医療受給者証の写し</p> <p>ウ 身体障害者等を常時介護する者が運転するものにあつては、福祉事務所等の長が発行する常時介護証明書(第62号様式の9)</p> <p>エ 自動車の用途を証する書類</p> <p>オ 運転する者を変更した場合にあつては、新たに運転する者の運転免許証の写し</p>			
<p>(4) 条例第137条の2第1項第1号イ及びウに係るもの((3)に掲げるものを除く。)</p>	<p>第62号様式の8</p>	<p>ア 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し</p> <p>イ 第46条の4第4号に該当する者にあつては、自立支援医療受給者証の写し</p> <p>ウ 運転免許証の写し</p> <p>エ 福祉事務所等の長が発行する生計同一証明書又は常時介護証明書(第62号様式の9)</p> <p>オ 自動車の用途を証する書類</p> <p>カ 自動車検査証の</p>			

		写し キ 既に自動車税又は軽自動車税の課税免除又は減免を受けている場合は、当該課税免除又は減免に係る車両の移転登録又は抹消登録を証する書類
(5) 条例第137条の2第1項第2号に係るもの	第64号様式の14	ア～エ 略
(6) 条例第137条の2第1項第3号に係るもの	第64号様式の15	公安委員会が路上教習用自動車として認定した証明書の写し

(自動車税の減免の承認)

第50条の17 略

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) 前条第2項の表第1号及び第3号に係るもの	第64号様式の12その4
(2) 前条第2項の表第2号及び第4号に係るもの	第64号様式の12その1又は第62号様式の6
(3) 前条第2項の表第5号に係るもの	第64号様式の16
(4) 前条第2項の表第6号に係るもの	第64号様式の12その1

(自動車税の減免の額)

(1) 条例第137条の2第1号に係るもの	第64号様式の14	ア～エ 略
(2) 条例第137条の2第2号に係るもの	第64号様式の15	公安委員会が路上教習用自動車として認定した証明書の写し
(3) 条例第137条の2第3号に係るもの	第62号様式の3	ア 前年度の運転実績表（登録時申請分については運転計画表）（第62号様式の4） イ 自動車検査証の写し ウ その他所有又は使用の事実を証する写真又は書類

(自動車税の減免の承認)

第50条の17 略

2 所長は、前項の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に次の表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に定める通知書により通知しなければならない。

申請	通知書
(1) 前条第2項の表第1号に係るもの	第64号様式の16
(2) 前条第2項の表第2号及び第3号に係るもの	第64号様式の12その1

(自動車税の減免の額)

第50条の18 条例第137条の3 ただし書に規定する規則で定める計算方法は、申請のあった月（災害その他の真にやむを得ない事由により申請が遅れた場合又は賦課期日の属する月中に減免すべき事由に該当し、かつ、第50条の16第1項の表第1号に規定する提出期限内に申請があった場合）にあっては、当該減免すべき事由に該当することとなった月の翌月から減免の要件に該当していた月までの期間に応じ、月割をもって計算する方法とする。

2 条例第137条の3第1号及び第2号イに規定する規則で定める計算方法は、賦課期日後に納税義務が発生した場合にあっては当該発生した月の翌月から、賦課期日後に納税義務が消滅した場合にあっては当該消滅した月までの期間に応じ、月割をもって計算する方法とする。

（自動車税の減免の取消し）

第50条の19 所長は、第50条の17の規定により減免の承認をした自動車のうち、当該減免の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に条例第137条の2第1項第1号に係るものにあつては第62号様式の7、同項第2号に係るものにあつては第64号様式の17、同項第3号に係るものにあつては第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。

2 略

様式目次

1 通則関係
第1号様式その1～その5 略
その6 納付書（自動車税（税額変更・督促コンビニエンスストア対応））
第1号様式の2その1～第1号様式の10 略
2～7 略
8 自動車取得税関係
第62号様式及び第62号様式の2 略
第62号様式の3 自動車取得税・自動車税課税免除申請書
第62号様式の4～第62号様式の7 略

第50条の18 条例第137条の3に規定する規則で定める計算方法は、申請のあった月（災害その他真にやむを得ない事由により申請が遅れた場合にあっては、当該減免すべき事由に該当することとなった月の翌月から月割をもって計算する方法とする。

（自動車税の減免の取消し）

第50条の19 所長は、第50条の17の規定により減免の承認をした自動車のうち、当該減免の適用の要件を欠くに至ったもの又は虚偽の申請により当該承認を受けたものについては、直ちに当該承認を取り消し、納税義務者に条例第137条の2第1号に係るものにあつては第64号様式の17、同条第2号及び第3号に係るものにあつては第62号様式の7による通知書により通知しなければならない。

2 略

様式目次

1 通則関係
第1号様式その1～その5 略
その6 納付書（自動車税（税額変更コンビニエンスストア対応））
第1号様式の2その1～第1号様式の10 略
2～7 略
8 自動車取得税関係
第62号様式及び第62号様式の2 略
第62号様式の3 自動車取得税・自動車税課税免除（減免）申請書
第62号様式の4～第62号様式の7 略
第62号様式の8その1 自動車取得税減免・自動車税課税免除申請書（身体障害者等本人運転分）
第62号様式の8その2 自動車取得税減免・自動車税課税免除申請書（身体障害者

等生計同一者運転分・常時介
護者運転分)

第62号様式の8 自動車取得税・自動車税減免申請書
(身体障害者等)

第62号様式の9及び第62号様式の10 略

9 略

10 自動車税関係

第64号様式～第64号様式の4 略

第64号様式の5その1 自動車税減免申請書(継続
用)(身体障害者等本人運
転分)

第64号様式の5その2 自動車税減免申請書(継続
用)(生計同一者・常時介
護者運転分)

第64号様式の6から第64号様式の10まで 削除

第64号様式の11～第64号様式の17 略

11～13 略

第1号様式その6(第2条の2、第2条の3関係)

略	(鳥取県)	略
略	31 納付書 (公) 県税	略
	略	
	氏名	
	略	
	統轄店 御中	
略	(金融機関/コンビニ店舗控)	略

(備考) この納付書は、自動車税税額変更通知書により通知された税額及び督促状により督促された税額の納付について使用すること。

第1号様式の3その7(第2条の2、第2条の3関係)

(表面)

略	(鳥取県)	略
略	31 納付書 (公) 県税	略
	略	
	氏名	
	略	

第62号様式の9及び第62号様式の10 略

9 略

10 自動車税関係

第64号様式～第64号様式の4 略

第64号様式の5その1 自動車税課税免除申請書(継続
用)(身体障害者等本人運
転分)

第64号様式の5その2 自動車税課税免除申請書(継続
用)(生計同一者・常時介
護者運転分)

第64号様式の6その1から第64号様式の10まで 削除

第64号様式の11～第64号様式の17 略

11～13 略

第1号様式その6(第2条の2、第2条の3関係)

略	(鳥取県)	略
略	31 納付書 (公) 県税	略
	略	
	住所	
	氏名	
	略	
	統轄店 御中	
略	(金融機関/コンビニ店舗控)	略

(備考) この納付書は、自動車税税額変更通知書により通知された税額の納付について使用すること。

第1号様式の3その7(第2条の2、第2条の3関係)

(表面)

略	(鳥取県)	略
略	31 納付書 (公) 県税	略
	略	
	住所	
	氏名	
	略	

統轄店 御中

略 (金融機関/コンビニ店舗控)

(裏面)

課税の根拠 ~ お知らせ 略

納付場所

鳥取県指定金融機関

鳥取県指定代理金融機関

鳥取県収納代理金融機関

鳥取県が県税の収納の事務を委託したコンビニエンスストア

各総合事務所県税局

第62号様式の3 (第46条、第50条の10関係)

自動車取得税・自動車税課税免除申請書

略				
自動車税	課税年度	年度	免除税額	円
第134条の6第号 鳥取県税条例 に該当する 第137条 第号				
第46条 第1項 ので、鳥取県税条例施行規則 第50条の10第1項				
自動車取得税 の規定により、 の課税免除について 自動車税				
て、上記のとおり申請します。				
年 月 日 住 所 申請者 名 称 代表者の氏名 (印)				
職 氏 名 様				

第62号様式の4 (第46条、第50条の10関係)

運転実績(計画)表

		左の日数中、 第134条の6第号		
月別	運転日数	条例	備考	

統轄店 御中

略 (金融機関/コンビニ店舗控)

(裏面)

課税の根拠 ~ お知らせ 略

納付場所

鳥取県指定金融機関

鳥取県指定代理金融機関

鳥取県収納代理金融機関

鳥取県が県税の収納の事務を委託したコンビニエンスストア

各県税事務所

第62号様式の3 (第46条、第50条の10、第50条の16関係)

自動車取得税・自動車税課税免除(減免)申請書

略				
自動車税	課税年度	年度	免除(減免)税額	円
第134条の6第号 鳥取県税条例 第137条 第号 に該当する 第137条の2第3号				
第46条 第1項 ので、鳥取県税条例施行規則 第50条の10第1項 第50条の16第1項				
自動車取得税 の規定により、 の課税免除(減 自動車税				
免)について、上記のとおり申請します。				
年 月 日 住 所 申請者 名 称 代表者の氏名 (印)				
職 氏 名 様				

第62号様式の4 (第46条、第50条の10、第50条の16関係)

運転実績(計画)表

		左の日数中、 第134条の6第号		
月別	運転日数	条例 第137条 第号	備考	

		<u>第137条 第 号</u> の用のため直接専用した 日数
略		

第62号様式の6（第46条の2、第46条の12、第50条の11、第50条の17関係）

自動車取得税・自動車税課税免除（減免）決定通知書

略

略

第62号様式の9（第46条の11、第50条の16関係）

略

第62号様式の10（第46条の11、第50条の10関係）

自動車取得税減免

申請書（構造変更車）

自動車税課税免除

略

第134条の7第2号又は第3号
 鳥取県税条例 に
 第137条第4号

第46条の

該当するので、鳥取県税条例施行規則

第50条の

11第1項 自動車取得税の減免
 の規定により、 に

10第1項 自動車税の課税免除

ついて、上記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者

氏 名

Ⓜ

職 氏 名 様

第64号様式の5その1（第50条の16関係）

<u>自動車税減免申請書（継続用）</u> 年 月 日 申請者（納税義務者）
--

		<u>第137条の2第3号</u> の用のため直接専用した 日数
略		

第62号様式の6（第46条の2、第46条の12、第50条の11関係）

自動車取得税・自動車税課税免除（減免）決定通知書

略

略

第62号様式の9（第46条の11、第50条の10関係）

略

第62号様式の10（第46条の11、第50条の10関係）

自動車取得税減免

申請書（構造変更車）

自動車税課税免除

略

第134条の7第2号又は第3号
 鳥取県税条例 に
 第137条第5号

第46条の

該当するので、鳥取県税条例施行規則

第50条の

11第1項 自動車取得税の減免
 の規定により、 に

10第1項 自動車税の課税免除

ついて、上記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者

氏 名

Ⓜ

職 氏 名 様

第64号様式の5その1（第50条の10関係）

<u>自動車税課税免除申請書（継続用）</u> 年 月 日 申請者（納税義務者）
--

(住所)	市	町
(氏名)		(印)
電話番号		
職氏名様		
<p>私が所有し、使用している次の自動車について鳥取県税条例第137条の2第1項第1号アの規定に該当しますので、自動車税の<u>減免</u>を申請します。</p>		
略		
照会事項(変更のある方は、該当する事項を印で囲み、その内容を記入してください。)		
略		

第64号様式の5その2(第50条の16関係)

自動車税減免申請書(継続用)		
	年	月
	日	
申請者(納税義務者)		
(住所)	市	町
(氏名)	郡	村
(氏名)		(印)
電話番号		
職氏名様		
<p>私が所有し、使用している次の自動車について鳥取県税条例第137条の2第1項第1号イ又はウの規定に該当しますので、自動車税の<u>減免</u>を申請します。</p>		
略		
照会事項		

(住所)	市	町
(氏名)		(印)
電話番号		
職氏名様		
<p>私が所有し、使用している次の自動車について鳥取県税条例第137条第4号アの規定に該当しますので、自動車税の<u>課税免除</u>を申請します。</p>		
略		
照会事項(変更のある方は、該当する事項を印で囲み、その内容を記入してください。)		
略		

第64号様式の5その2(第50条の10関係)

自動車税課税免除申請書(継続用)		
	年	月
	日	
申請者(納税義務者)		
(住所)	市	町
(氏名)	郡	村
(氏名)		(印)
電話番号		
職氏名様		
<p>私が所有し、使用している次の自動車について鳥取県税条例第137条第4号イ又はウの規定に該当しますので、自動車税の<u>課税免除</u>を申請します。</p>		
略		
照会事項		

障 害 者	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日
略		
使用目的及び使用回数	1 通院 2 通所 3 通学 4 生業 週回(月回)	
昨年度の内容と変更のある方は該当する事項をで囲み、その内容を記入してください。	1～3 略 4 通院等の回数が変わった 5 住所が変わった	

第64号様式の11(第50条の10関係)

自動車税課税免除対象バス認定申請書(生活路線バス用)

年 月 日

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊞

職 氏 名 様

鳥取県税条例第137条第11号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の10第1項の規定により、
年度分の自動車税の課税免除について、下記のとおり申請します。

記

1～5 略

略

第64号様式の12その1(第50条の11、第50条の17関係)

自動車税課税免除(減免)決定通知書

略	
決定事項	年 月 日付けで申請のあった鳥取県税条例第137条第 号(第137条の2第1項第 号)の規定に係る下記の自動車税の課税免除(減免)については、次のとおり決定する。
略	

身体障害者等の氏名	(年 月 日生)
略	
使用目的	1 通学 2 通院 3 通所 4 生業
昨年度の内容と変更のある方は該当する事項をで囲み、その内容を記入してください。	1～3 略

第64号様式の11(第50条の10関係)

自動車税課税免除対象バス認定申請書(生活路線バス用)

年 月 日

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者の氏名 ㊞

職 氏 名 様

鳥取県税条例第137条第12号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の10第1項の規定により、
年度分の自動車税の課税免除について、下記のとおり申請します。

記

1～5 略

略

第64号様式の12その1(第50条の11、第50条の17関係)

自動車税課税免除(減免)決定通知書

略	
決定事項	年 月 日付けで申請のあった鳥取県税条例第137条第 号の規定に係る下記の自動車税の課税免除(減免)については、次のとおり決定する。
略	

略

第64号様式の12その3（第50条の11関係）
自動車税課税免除決定通知書

略	
決定事項	年月日付けで申請のあった鳥取県税条例第137条第11号の規定に係る下記の年度の自動車税の課税免除については、次のとおり決定する。
略	

略

第64号様式の12その4（第50条の11、第50条の17関係）

（表面）

略

（裏面）

略

第64号様式の14（第50条の16関係）

自動車税減免申請書（商品中古自動車）

略	
鳥取県税条例第137条の2第1項第2号に該当する商品中古自動車に係る自動車税の減免を受けたいので、鳥取県税条例施行規則第50条の16第1項の規定により、上記のとおり申請します。	
年月日	
住所	
申請者	
氏名 ㊞	
職氏名様	

（別紙） 略

第64号様式の15（第50条の16関係）

自動車税減免申請書（教習車）

略	
鳥取県税条例第137条の2第1項第3号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の16第1項の規定により、自動車税の減免について、上記のとおり申請します。	
年月日	
住所又は所在地	
申請者 氏名又は名称及	

略

第64号様式の12その3（第50条の11関係）
自動車税課税免除決定通知書

略	
決定事項	年月日付けで申請のあった鳥取県税条例第137条第12号の規定に係る下記の年度の自動車税の課税免除については、次のとおり決定する。
略	

略

第64号様式の12その4（第50条の11関係）

（表面）

略

（裏面）

略

第64号様式の14（第50条の16関係）

自動車税減免申請書（商品中古自動車）

略	
鳥取県税条例第137条の2第1号に該当する商品中古自動車に係る自動車税の減免を受けたいので、鳥取県税条例施行規則第50条の16第1項の規定により、上記のとおり申請します。	
年月日	
住所	
申請者	
氏名 ㊞	
職氏名様	

（別紙） 略

第64号様式の15（第50条の16関係）

自動車税減免申請書（教習車）

略	
鳥取県税条例第137条の2第2号に該当するので、鳥取県税条例施行規則第50条の16第1項の規定により、自動車税の減免について、上記のとおり申請します。	
年月日	
住所又は所在地	
申請者 氏名又は名称及	

び代表者の氏名 ㊞ 職 氏 名 様 略	び代表者の氏名 ㊞ 職 氏 名 様 略
--	--

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第62号様式の8その2を削り、第62号様式の8その1を次のように改める。

第62号様式の8（第46条の11、第50条の16関係）

自動車取得税・自動車税減免申請書（身体障害者等）

年 月 日	（ 申納 税 請 義 務 者 者 ）	住 所	市 郡
職 氏 名 様		氏 名	㊞
		電 話 番 号	

鳥取県税条例 第134条の7第1号 ア、イ又はウ 第137条の2第1項第1号 ア、イ又はウ に該当するので、鳥取県税条例施行規則 第46条の11第1項 50条の16第1項

の規定により、自動車取得税又は自動車税の減免について、下記のとおり申請します。

記

【申請種別】

1 本人運転	2 生計同一者運転	3 常時介護者運転
--------	-----------	-----------

【身体障害者等の氏名等】

氏 名		電 話 番 号	
住 所		生 年 月 日	年 月 日

【手帳の種類・記載事項】

障害の程度	障 害 名	個 別 等 級	そ の 他 (総 合 等 級 等)
身体障害者手帳		級	級
傷病手帳		項・款	/
療育手帳		A・B	
精神障害者 保健福祉手帳		級	(自立支援医療受給者番号) 号
手 帳 番 号		交 付 年 月 日	
都 道 府 県 第 号		年 月 日 (有効年月日：平成 年 月 日)	

【新たに減免を受けようとする自動車】

登 録 番 号	鳥・鳥取	登 録 年 月 日	年 月 日
運 転 者	氏 名		
	住 所		
	障 害 者		

(本人運転以外)	との続柄	電 話 番 号					
	使用目的	ア．通院	イ．通所	ウ．通学	エ．生業	使用回数	週 回 (月 回)
既に減免を受けた自動車の処分等	登録番号	鳥・鳥取					
	処分方法	年 月 日抹消 / 移転・変更					

【減免を受けようとする自動車取得税又は自動車税の税額】

自動車税	円	自動車税	円
------	---	------	---

第64号様式の6その1から第64号様式の10までを次のように改める。

第64号様式の6から第64号様式の10まで 削除

第64号様式の13を次のように改める。

第64号様式の13 削除

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(平成23年度における身体障害者等に係る自動車税の減免の申請手続の特例に関する規則の廃止)

2 平成23年度における身体障害者等に係る自動車税の減免の申請手続の特例に関する規則(平成23年鳥取県規則第6号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、改正後の鳥取県税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。